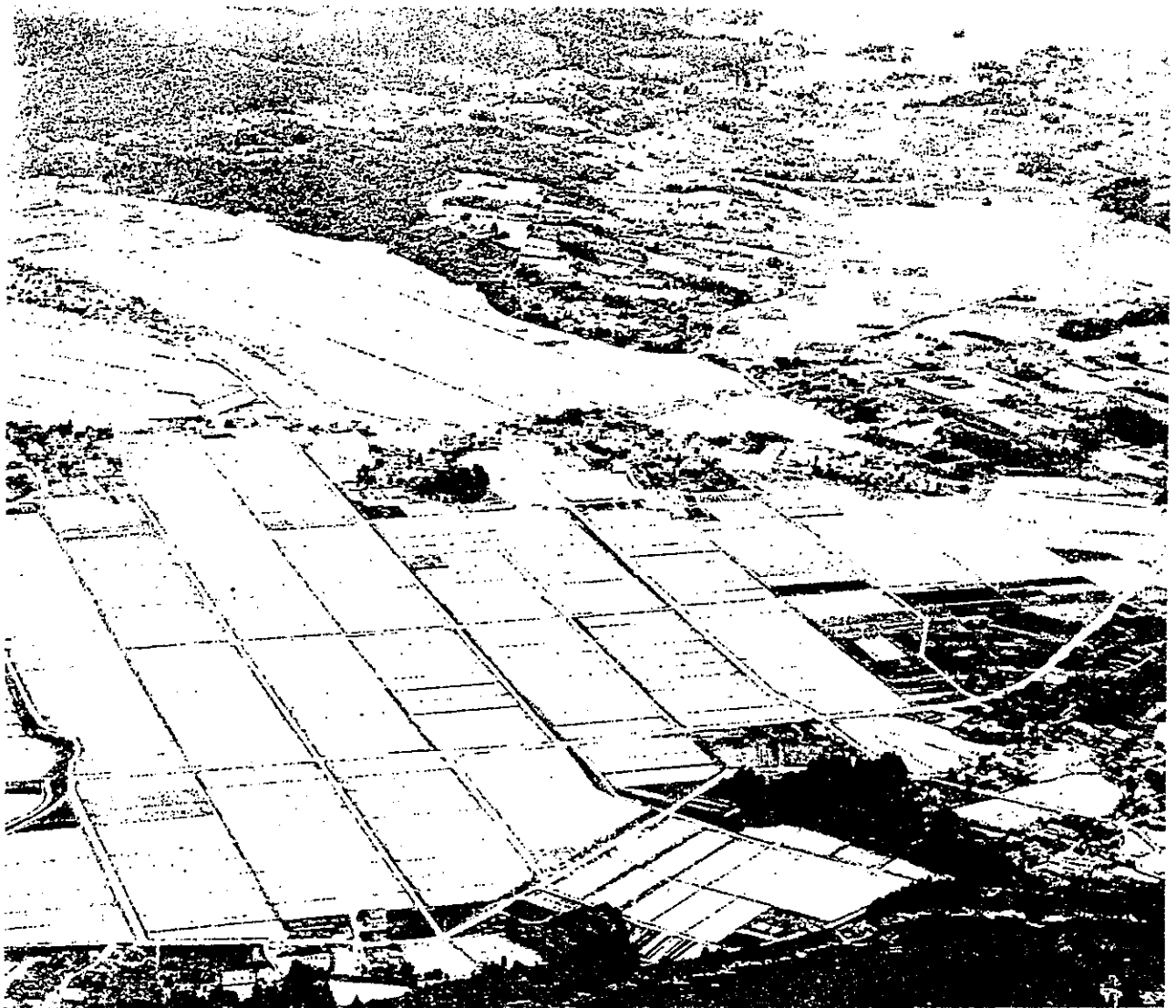


優良農地の確保と有効利用を目指して

—新しい農業振興地域制度と基本指針—



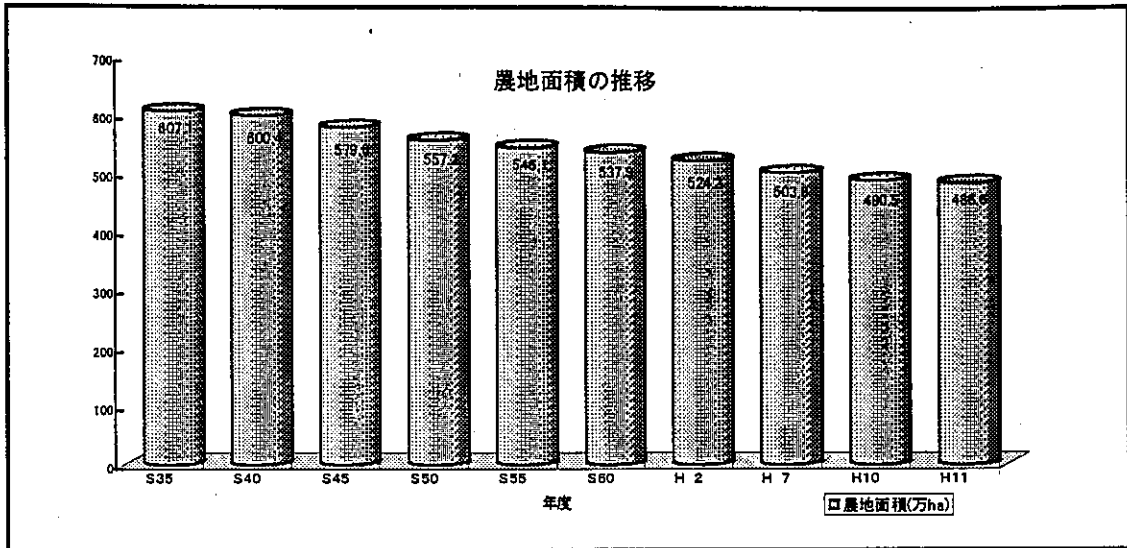
平成12年4月

農林水産省 構造改善局

1 農地に関する国民の関心

① 我が国の農地面積は、昭和36年の609万haをピークに減少を続け、平成8年には500万haを下回り、平成11年には487万haとなっています。

○ 農地面積の推移



資料：耕地及び作付面積調査

② 過去5年間のかい廃面積は毎年平均で4.7万haとなっており、一方、拡張面積は同じく0.4万haとなっています。その結果、農地は平均で毎年4.3万haずつ減少しています。

なお、かい廃面積の内訳をみると、約半数が宅地等への転用等都市的かい廃であり、残りの半数は、そのほとんどが耕作放棄によるものとなっています。

○ 農地かい廃・拡張面積の推移

(単位：万ha)

年	平6	7	8	9	10	11
農地面積	508.3	503.8	499.4	494.9	490.5	486.6
拡張面積	0.7	0.6	0.3	0.3	0.3	0.4
かい廃面積	4.9	5.0	4.8	4.8	4.6	4.3
(かい廃内訳)						
都市的かい廃	2.1	2.1	2.2	2.1	2.0	1.7
宅地等	1.5	1.5	1.6	1.5	1.3	1.2
工場用地	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
道路鉄道用地	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
自然災害	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3
農林道等	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
植林	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
その他	2.2	2.5	2.4	2.4	2.4	2.1
耕作放棄	2.1	2.4	2.3	2.3	2.3	2.0

資料：耕地及び作付面積調査

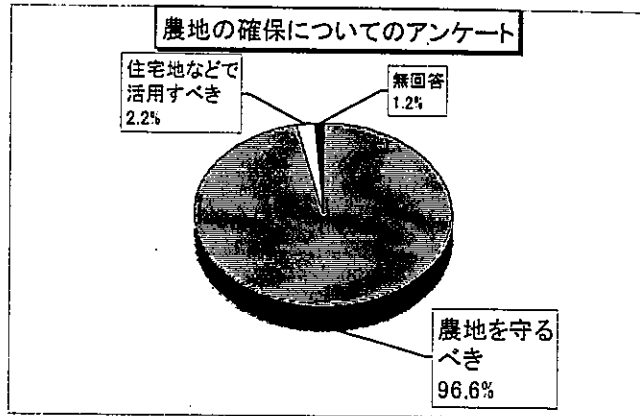
- ③ 農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、かつ、いったん毀損されると、その復旧に非常な困難が伴うことから、優良農地を良好な状態で確保していく必要があります。
- ④ このような農地の減少が続く中で、農地を確保すべきという意識が高くなっています。

○ 農地の確保についてのアンケート調査等結果

農地の確保について

「21世紀の食料・環境・ふるさとを考える委員会」の国民への問いかけに対し、60,952通の回答が寄せられています。

そのうち、農地の確保についての結果をみると、「農地を守るべき」とする意見は約97%に上り、「住宅地などに活用すべき」は2.2%と少なくなっています。



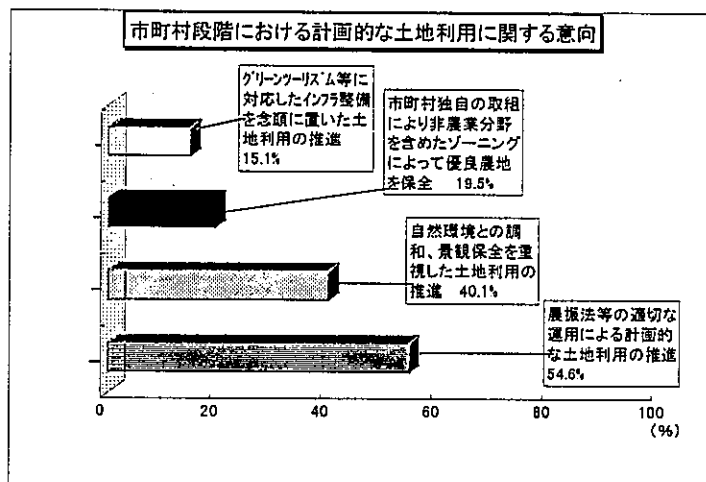
資料：「農業・未来レポート提言編」（21世紀の食料・環境・ふるさとを考える委員会）（1999年9月）
注：回答数 60,952通

（参考）

「21世紀の食料・環境・ふるさとを考える委員会」は次の方々により構成されています。（敬称略）
委員長：木村 三郎 委員：犬養 智子、大島 綏子、川勝 平太、清水 照子、藤原 まり子、村田 泰夫

市町村段階における計画的な土地利用

優良農地を確保するためにどのように計画的な土地利用を進めるべきかについては、「農振法等の適正な運用による計画的な土地利用の推進」（54.6%）「自然環境との調和、景観の保全を重視した土地利用の推進」（40.1%）の割合が高くなっています。



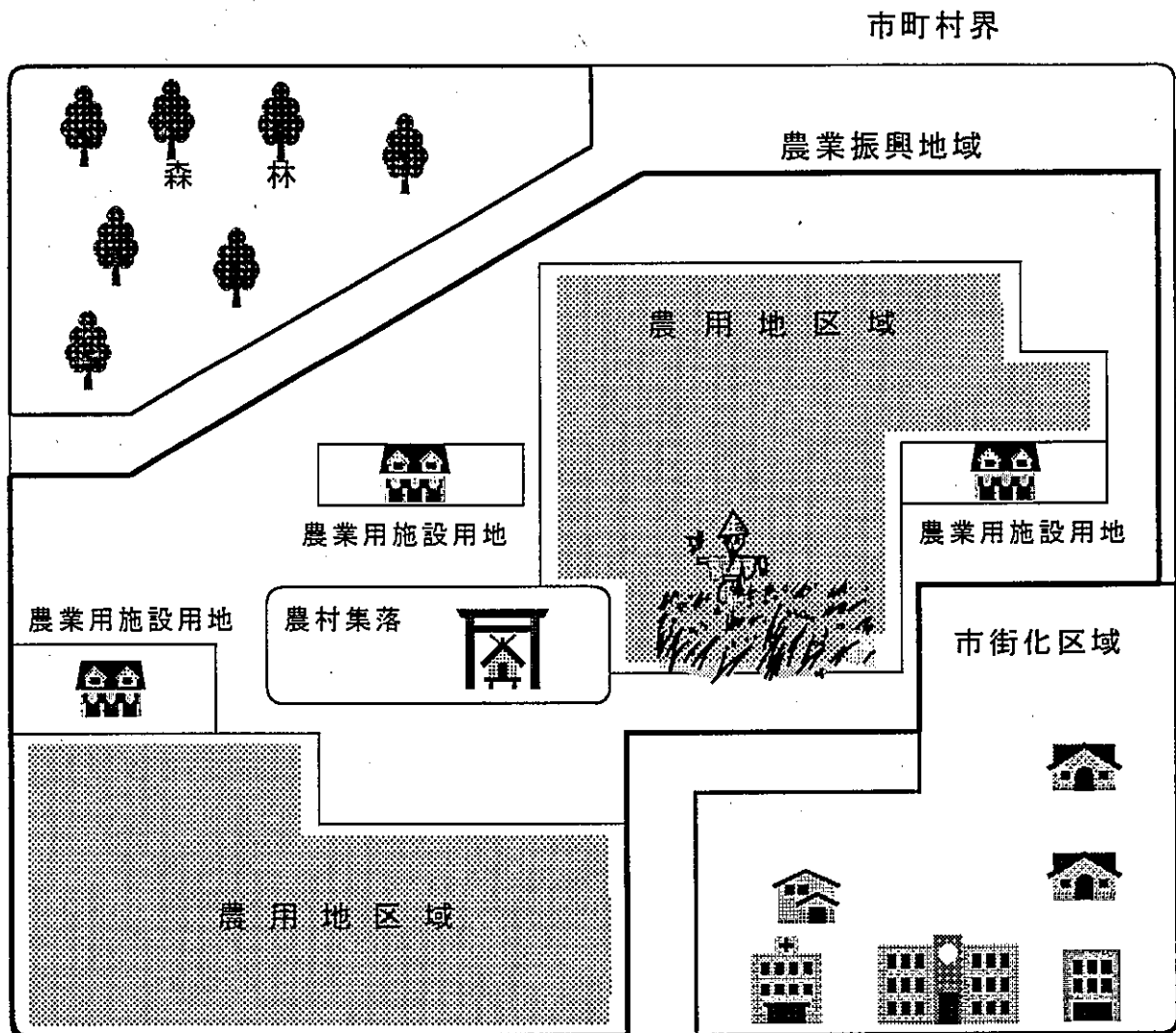
資料：「平成11年度 地域資源の維持管理・活性化に関する実態調査」（農林水産省統計情報部）
注：全市区町村（3,229）の農政担当者対象（回収率99.4%）

II 農業振興地域制度について

1 農業振興地域制度の概要

- ① 優良農地の確保のため、農地法による農地転用許可制度と併せ、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度が設けられています。
- ② 具体的には、都道府県知事が基本方針（農業振興地域整備基本方針）を策定するとともに農業振興地域を指定し、これに基づき市町村が整備計画（農業振興地域整備計画）を策定することとしています。
市町村の整備計画においては、土地改良事業等生産基盤の整備や農業近代化施設の整備等の計画のほか、集团的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地について農用地区域を定め、当該区域内においては原則として農地転用を禁止し、農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図っています。

○ 農業振興地域のイメージ図



③ 整備計画を策定している市町村数は、全国3,232市町村のうち3,063市町村であり、農用区域内の農地面積は、平成11年3月末現在で432万haとなっています。

○ 農業振興地域及び農用区域の現況地目別面積

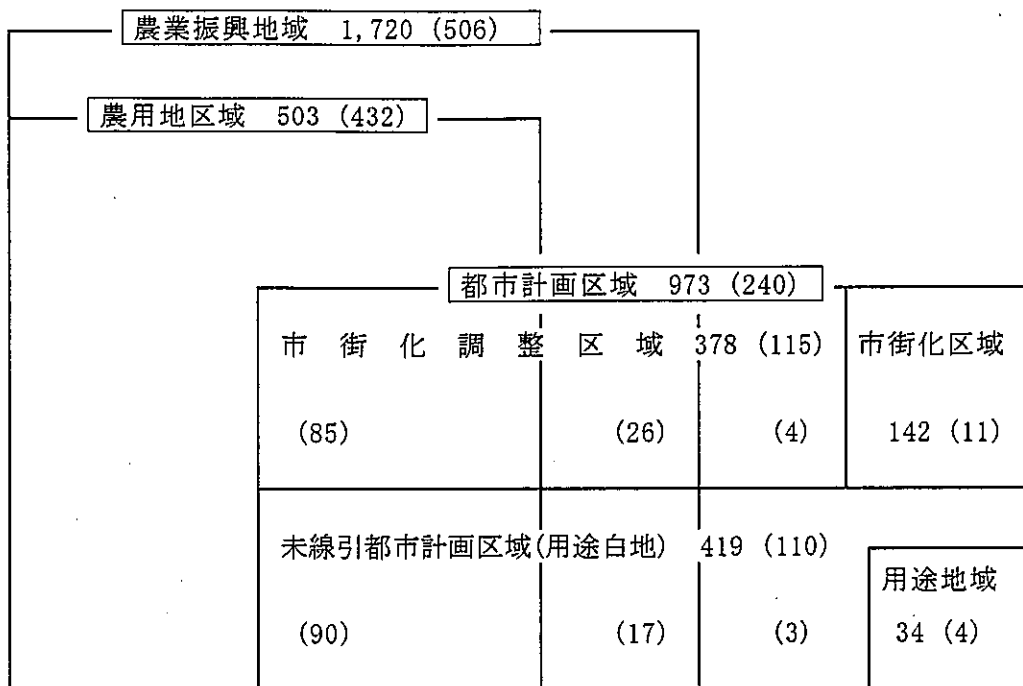
	面積(万ha)
農業振興地域総面積	1,720
農用区域内総面積	503
農地	432
採草放牧地	19
混牧林地	10
農業用施設用地	3
混牧林地以外の山林原野	38

資料：構造改善局地域計画課調べ（平成11年3月末現在）

注：農地の中には耕作放棄地が含まれる。

○ 農業振興地域、都市計画区域内農地の賦存状況の推計

単位：万ha



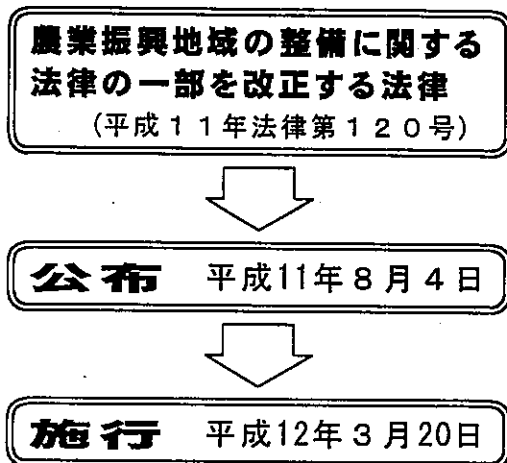
資料：農林水産省構造改善局推計

注：() は農地面積である。

2 制度改正の趣旨とその内容

(1) 趣旨

農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を良好な状態で確保する等の観点から、昨年の通常国会において農業振興地域の整備に関する法律が改正されたところです。



(2) 改正内容

- ① 農用地等の確保等に関する基本指針の策定
農林水産大臣は、農用地等の確保に関する基本的な方向等を内容とする「農用地等の確保等に関する基本指針」を新たに定めることとしました。
- ② 農業用施設の拡充
農業用施設用地として、農家等が設置・管理する製造・加工施設及び販売施設を追加しました。

☆ 農業用施設用地の対象とする加工・販売施設

- 1 製造・加工施設にあつては次の要件を満たす施設であること
 - 1) 当該施設を設置管理する農業者自らが生産する農畜産物の製造（加工）施設であること
 - 2) 当該施設については、農業者自らの生産する農畜産物の使用の割合が他の農畜産物よりも量的・金銭的に多い場合であること
- 2 販売施設にあつては次の要件を満たす施設であること
 - 1) 農業者自らが生産する農畜産物の販売施設又は農業者自らが生産する農畜産物の製造（加工）したものを販売する施設であること
 - 2) 農畜産物の販売施設にあつては、農業者自らの生産する農畜産物の販売の割合が他の農畜産物よりも量的・金銭的に多いものであり、農業者自らが生産する農畜産物の製造（加工）したものを販売する施設にあつては、農業者自らの生産する農畜産物を量的又は金銭的に5割以上使用して製造（加工）したもののみを販売するものであること

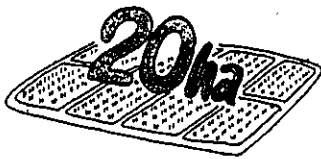
③ 農用地区域の設定基準等の法定化

集团的農用地や農業生産基盤整備事業が実施された農用地等は農用地区域とすること等従来通達で示してきた農用地区域の設定基準等を法定化しました。

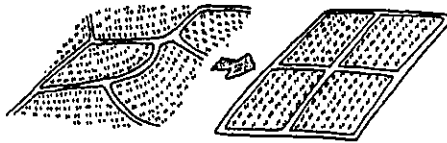
☆ 農用地区域の設定基準

- 1 集团的に存在する農用地で一定の規模(20ha)以上のもの
- 2 土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- 3 1又は2に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地
- 4 農業用施設用地で、一定規模(2ha)以上のもの又は1及び2の土地に隣接するもの
- 5 1から4の土地のほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためのその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地

20ha以上の
集团的農用地



基盤整備事業の対象地



農業用施設用地



★ 農用地区域からの除外の要件

原則として次の要件をすべて満たすこと。

- 1 当該農業振興地域における農用地区域以外の土地利用の状況から見て、当該変更に係る土地を農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であること
- 2 農用地の集団化、作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- 3 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- 4 当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る区域内の土地に該当する場合にあつては、当該事業の実施後8年を経過している土地であること

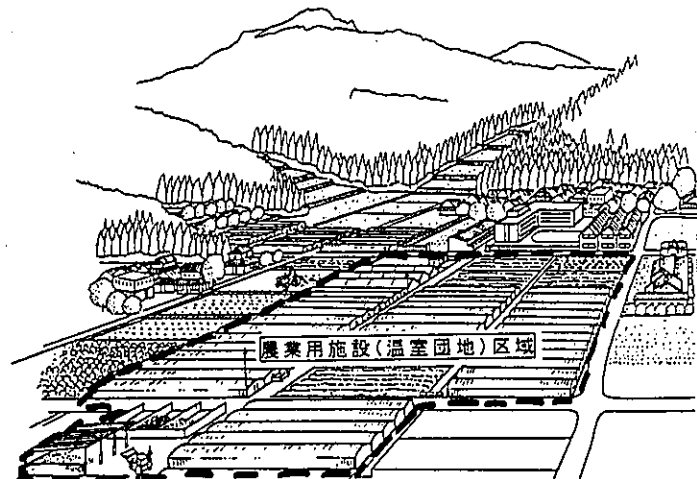
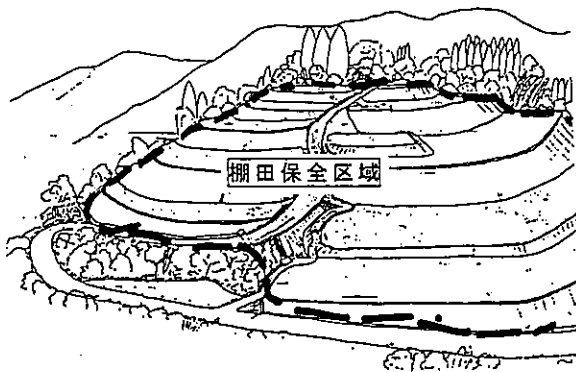
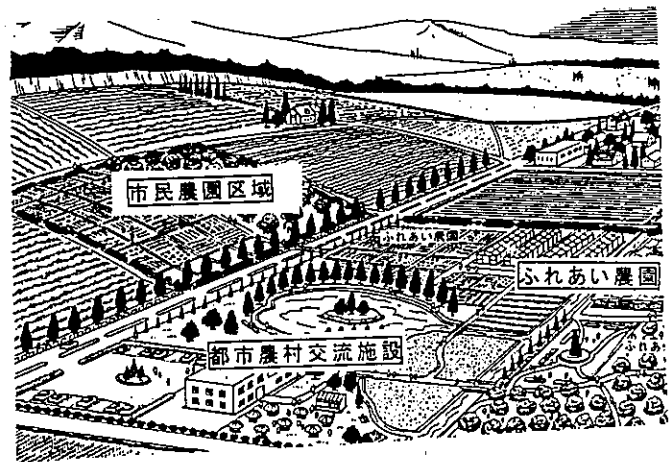
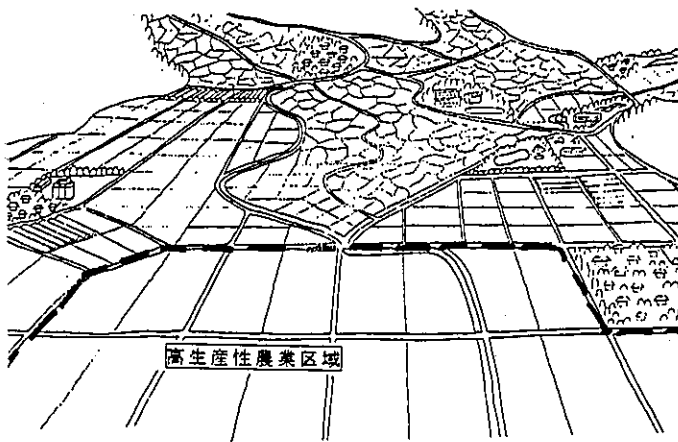


④ 農業上の特別な用途の指定

農用地区域内の一定の区域における当該区域の特性にふさわしい農業の振興を図るために必要と認められるときは、特別の土地の区分を設け、農業上の用途を更に細分して指定できることとしました。

☆ 農業上の特別な用途の例

特別な用途	指定理由 (例)
農地 (高生産性農区)	特に生産性が高く、地域農業の中核を担う農地として保全・整備 (大規模土地利用型農業区域)
農地 (ふれあい農園区域)	都市近郊の農地等、都市と農村の交流や緑地空間として保全・整備 (市民農園・学童農園等)
農地 (棚田)	棚田 (水田) として保全・整備 (地形条件等)
農業用施設用地 (温室団地)	集団的な温室団地として整備 (防虫・防疫や集出荷等の効率化、温室利用による特産地化等)
農業用施設用地 (養豚・養鶏団地)	集団的な養豚・養鶏団地として整備 (廃水処理等の一元管理、防疫や集出荷等の効率的実施等)



⑤ 農業振興地域整備計画の計画事項の拡充

農業振興地域整備計画の計画事項を拡充し、農用地等の保全に関する事項、農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項を追加しました。

○ 農業振興地域整備計画の計画事項

ア 農用地利用計画

イ 農業生産の基盤の整備・開発

ウ 農用地等の保全に関する事項（追加）

エ 農業経営の規模の拡大等に関する事項

オ 農業の近代化のための施設の整備

カ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項（追加）

キ 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大と相まって推進するもの

ク 農業構造の改善を図ることを目的とする農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

☆ 農用地の保全に関する事項の内容

1 農用地等の保全の方向

2 農用地等の保全のための事業（農地防災事業、農地保全事業、農用地等管理保全型農村整備事業等）

3 農用地等の保全の活動

☆ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項の内容

1 農業を担うべき者の育成確保施設の整備の方向

2 施設の種類（農作業体験施設、就農支援施設、農業情報に係る情報通信施設等及び農業を担うべき者等が利用する福祉・医療施設等）

3 施設の位置及び規模

4 その他農業を担うべき者の支援活動 等

⑥ 農業振興地域整備計画に関する基礎調査

市町村は、おおむね5年ごとに農業振興地域整備計画に関する基礎調査を実施し、これに基づき、農業振興地域整備計画の見直しを行うこととしました。

☆ 基礎調査の内容

1 農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模、人口規模、農業生産に関する事項

2 1の他農業生産基盤の整備、農用地等の保全・利用、農業近代化施設の整備及び農業従事者の農業以外への就業の状況等必要となる事項

⑦ 地方分権推進計画に基づく措置

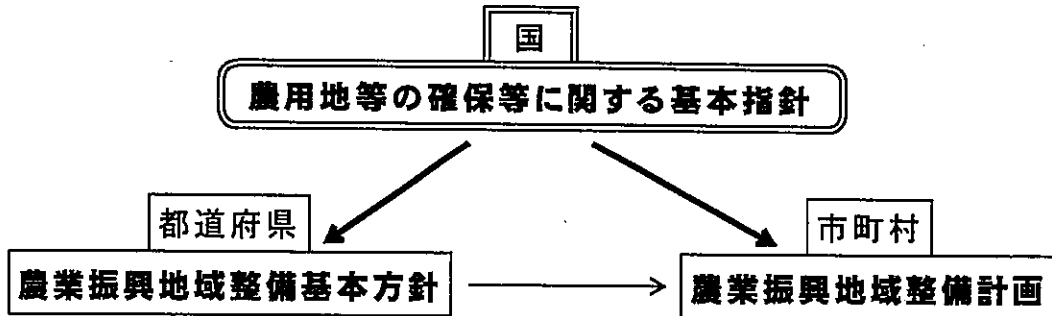
従来農林水産大臣の承認とされていた都道府県の農業振興地域整備基本方針について、協議（農用地等の確保に関する事項等は同意を要する協議）に改め、また、市町村の農業振興地域整備計画についても都道府県の認可を協議（農用地利用計画に関する事項は同意を要する協議）に改めました。

III 農用地等の確保等に関する基本指針

農用地等の確保等に関する基本指針のポイント

○基本指針の位置付け

都道府県の基本方針策定や市町村の整備計画策定の指針となるもの



○基本指針の内容

第1 農用地等の確保に関する基本的な方向

- (1) 農業振興地域制度の適切な運用
農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、農用地区域に係る制度の適切な運用を図ることが必要
- (2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための施策の推進
 - ① 農地の保全・有効利用
耕作放棄の発生の抑制、更には既存の耕作放棄地の復旧を進め、農地の保全・有効利用を促進
中山間地域等においては、生産条件の不利を補正するための支援を行うこと等により耕作放棄の防止を推進
 - ② 農業生産基盤の整備
生産基盤の整備を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進
その際一体的整備が適当と認められる土地について積極的に農用地区域に編入
 - ③ 非農業的土地需要への対応
農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外に際しては、農業上の土地利用への支障が生じないことを基本とし、計画的な土地利用を確保しつつ適切に対応
農業振興地域整備計画は原則として5年ごとの基礎調査に基づき変更
- (3) 農用地区域内の農地の面積
(1)及び(2)に掲げる制度の適切な運用と諸施策の推進により、平成22年の農用地区域内の農地面積は、417万ヘクタールと見込まれる

第2 農業振興地域の指定の基準に関する事項

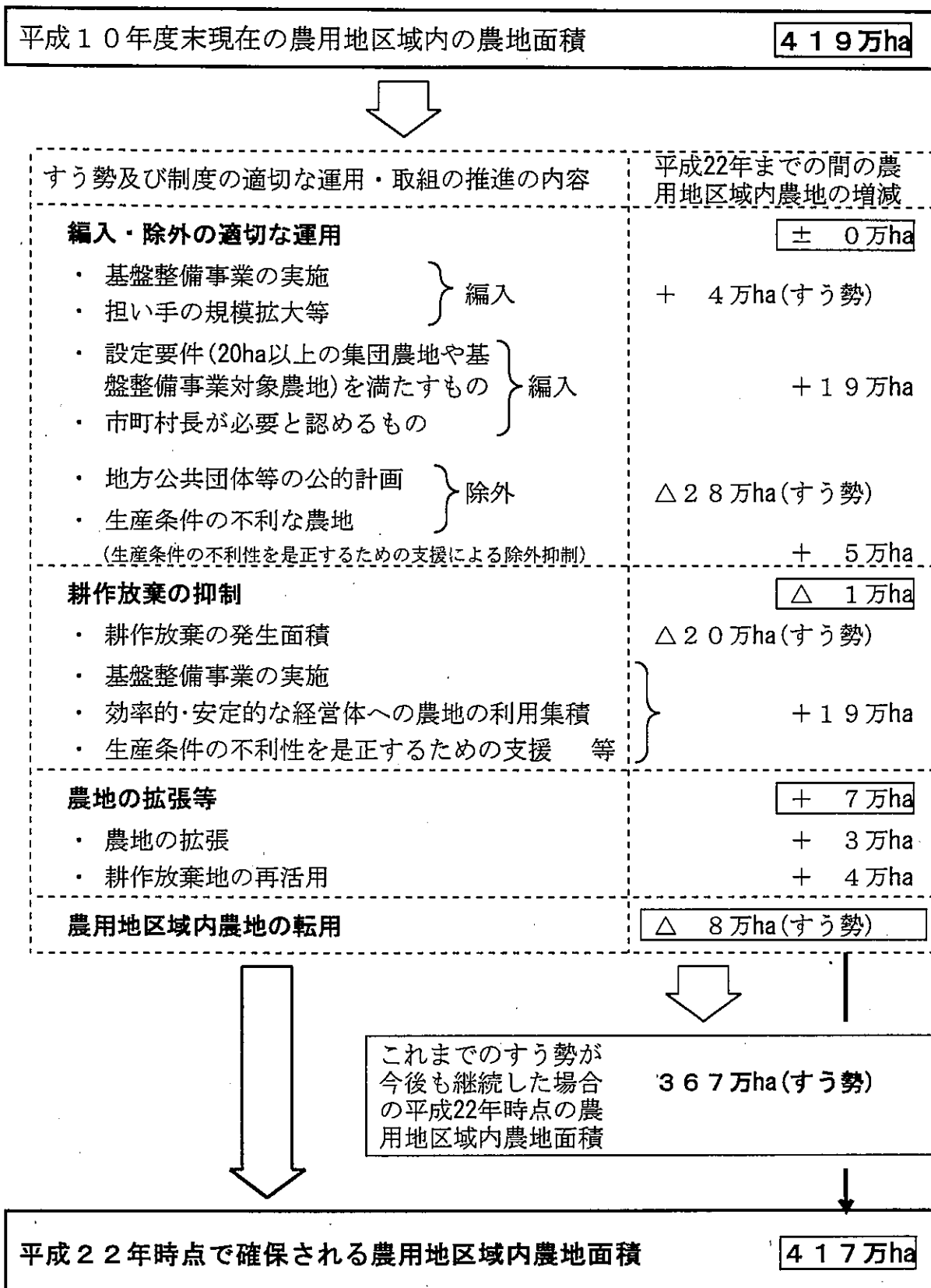
- (1) 農用地等として利用すべき相当規模の土地があること
- (2) 農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること
- (3) 土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当と認められること

第3 その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項

- (1) 農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策の農用地区域における実施
- (2) 交換分合制度の活用
- (3) 公用公共用施設の整備との調整
- (4) 推進体制の確立等

農用地区域内農地面積について

これまでのすう勢値に、農振制度の適切な運用・諸施策を通じた取組の推進の効果を見込んで推計しています。



食料・農業・農村基本計画について

食料・農業・農村基本法（平成11年7月16日法律第104号）第15条に基づき政府が策定する「食料・農業・農村基本計画」は、平成12年3月24日に閣議決定されています。

この「食料・農業・農村基本計画」第2の食料自給率の目標の中で、国内農業生産の生産努力目標が示されており、これを前提とした平成22年度の農地面積は、470万ヘクタールと見込まれています。

また、第3の講ずべき施策においては、「農地の確保及び有効利用」を図るための施策として農業振興地域制度が位置づけられています。

○ 食料・農業・農村基本計画の内容（抜粋）

第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

第2 食料自給率の目標

3 農業生産の努力目標

(3) 生産努力目標

(第5表) 延べ作付面積、耕地利用率、農地面積

	平成9年	(参)平成10年	平成22年
延べ作付け面積(万ha)	472	462	495
耕地利用率(%)	95	94	105
農地面積(万ha)	495	491	470

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 農業の持続的な発展に関する施策

(3) 農地の確保及び有効利用

国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進等の施策を講ずる。

ア 農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度及び農地法に基づく農地転用許可制度の適切な運用を通じ、集団的な農地や基盤整備が実施された農地等の農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保を図る。

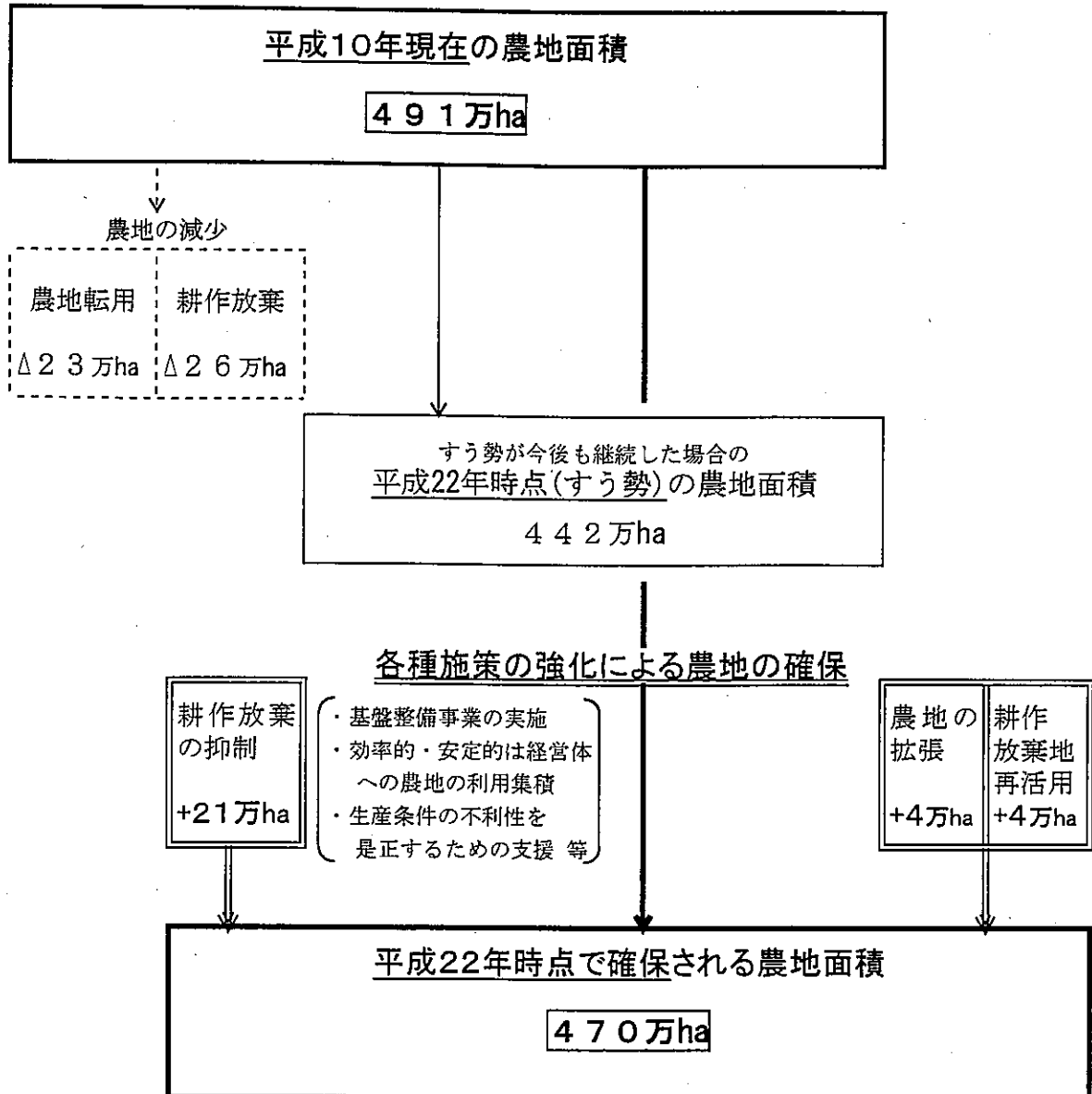
また、農村における農地の利用等に関連する諸制度の在り方について、総合的な観点に立った検討を行う。

- イ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積 (略)
- ウ 農地の効率的な利用の推進 (略)

第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

食料・農業・農村基本計画における農地面積について

これまでのすう勢を踏まえ、耕作放棄の抑制等の効果を見込んで推計しています。



(参考)

農用地等の確保等に関する基本指針

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成11年法律第120号)附則第2条の規定に基づき、農用地等の確保等に関する基本指針を次のとおり定めたので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条の2第4項の規定に基づき、公表する。

平成12年3月17日

農林水産大臣 玉沢 徳一郎

農用地等の確保等に関する基本指針

農地については、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第4条及び第23条において、必要な農地の確保及びその有効利用を図ることとされている。また、食料・農業・農村基本計画では、主要品目に関する生産努力目標、これらの生産努力目標に係る品目ごとの単位面積当たりの収量とともにこれらを前提とした場合に必要となる品目ごとの作付面積、延べ作付面積、耕地利用率及び農地面積が示されるところである。

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、また、以上のような状況を踏まえ、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号、以下「法」という。)に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図ることが重要である。

また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。

この基本指針は、このようなことから、法第3条の2に基づき、農用地等の確保等に関する国の基本的な考え方を示し、この考え方が都道府県知事の定める農業振興地域整備基本方針に、更には、農業振興地域整備基本方針を通じて、市町村の定める農業振興地域整備計画に的確に反映されるよう策定するものである。

第1 農用地等の確保に関する基本的な方向

(1) 農業振興地域制度の適切な運用

地域の農業振興に関する考え方を示すものである農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画に関する事務は、今回地方分権によって自治事務とされたところであり、都道府県及び市町村が主体的にその策定・管理に取り組むものである。

したがって、都道府県及び市町村は、本指針に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。

特に、農業振興施策を集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る必要がある。

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進める必要がある。

① 農地の保全・有効利用

農地の保全・管理、効率的かつ安定的な経営体への集積、農業生産基盤の整備等の施策を通じ、耕作放棄の発生の抑制、更には、既存の耕作放棄地の復旧を進め、農地の保全・有効利用を促進する。

特に中山間地域等においては、適切な農業生産活動が行われるよう農業の生産条件の不利を補正するための支援を行うこと等により耕作放棄の防止を推進する。

② 農業生産基盤の整備

生産性の高い農業や高付加価値型農業等の展開のため、地域の特性に応じて、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進等の生産基盤の整備を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

③ 非農業的土地需要への対応

やむを得ず非農業的土地需要へ対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、農業上の利用に支障が生じないことを基本とし、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農業振興地域整備計画については、計画的な実施が重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

(3) 農用地区域内の農地面積

上記(1)及び(2)に掲げる農業振興地域制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、平成22年の農用地区域内の農地面積は、現状(平成11年419万ヘクタール)とおおむね同程度の417万ヘクタールと見込まれるところであり、優良農地の確保・有効利用に向け、これらの制度の適切な運用と取組の積極的な推進を図るものとする。

第2 農業振興地域の指定の基準に関する事項

都道府県知事は、今後相当長期(おおむね10年以上)にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域につき、法第6条第2項各号に掲げる要件に基づき農業振興地域の指定を行うこととされているが、当該要件の適用については次の基準を満たすものとする。

なお、農業振興地域の指定は、市町村ごとに、その区域の全部又は一部について行うものとするが、次のア又はイの場合には、隣接した2以上の市町村の区域にわたるものであっても一の農業振興地域として指定することができるものとする。

ア 農業生産基盤整備事業が一体的に実施されている場合又は実施されることが予定されている場合

イ 農業生産及び農産物の集出荷等に必要な施設の設置及び管理運営等が一体的に行われている場合又は行われることが適当である場合

(1) 農用地等として利用すべき相当規模の土地があること（法第6条第2項第1号関係）

農業振興地域として指定しようとする地域内に、法第10条第3項各号に規定する土地の合計面積がおおむね200ヘクタール以上あること。

ただし、農業等の条件が不利な地域又は農業以外の土地利用が政策的に抑制される地域である次のアからケまでに掲げる地域を含む場合には、同項各号に規定する土地の合計面積がおおむね100ヘクタール以上あること。

ア 離島振興法(昭和28年法律第72号)の離島振興対策実施地域

イ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)の対象地域

ウ 山村振興法(昭和40年法律第64号)の振興山村

エ 都市計画法(昭和43年法律第100号)の市街化調整区域

オ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の対象地域

カ 沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)の対象地域

キ 半島振興法(昭和60年法律第63号)の半島振興対策実施地域

ク 過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)の過疎地域

ケ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)の特定農山村地域

(2) 農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること（法第6条第2項第2号関係）

農業振興地域に指定することを相当とする地域における農業就業人口や農業者の経営意欲、資本装備、技術の水準等農業経営に関する基本的な条件の現況と将来見通しを勘案し、農地の利用集積、効率的かつ安定的な農業経営の展開、農業生産性の向上等の農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。

(3) 土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当と認められること（法第6条第2項第3号関係）

法第6条第3項において、都市計画法の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったものについては、農業振興地域の指定をしてはならないと規定されているが、このほか当該土地が次のアからオまでに掲げる区域内の土地である場合は、その農業上の利用の確保を図ることが相当とは認められないこと。

ア 港湾法(昭和25年法律第218号)の臨港地区、港湾区域又は港湾隣接地域

イ 自然公園法(昭和32年法律第161号)の国立公園又は国定公園の特別保護地区

ウ 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)の流通業務地区

エ 都市計画法の都市計画区域内の用途地域又は臨港地区

オ 規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のために利用すべきもの(法第10条第3項第5号に規定する土地が介在しているものを除く。)

第3 その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項

(1) 農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策の農用地区域における実施

農業振興地域は農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、この農業振興地域のうち農用地区域は、農業生産の大宗を担う区域である。したがって、農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行うものとする。

(2) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(3) 公用公共用施設の整備との調整

国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第16条に規定される国及び地方公共団体の責務にかんがみ、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

(4) 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針の策定・変更、農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、都道府県においては、都道府県農林業団体、都市計画地方審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他都道府県の関係団体を代表する者、市町村においては、関係農林業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

問 い 合 わ せ 先

このパンフレットにつきまして、ご質問等がございましたら下記の農政局等の担当課までお問い合わせください。

構造改善局 計画部 地域計画課	TEL 03-3591-8651(直通)	FAX 03-3506-1934
東北農政局 計画部 地域計画課	TEL 022-261-6734(直通)	FAX 022-715-8217
関東農政局 計画部 地域計画課	TEL 048-740-0036(直通)	FAX 048-740-0082
北陸農政局 計画部 地域計画課	TEL 076-232-2909(直通)	FAX 076-263-0256
東海農政局 計画部 地域計画課	TEL 052-223-4630(直通)	FAX 052-220-1681
近畿農政局 計画部 地域計画課	TEL 075-414-9050(直通)	FAX 075-451-3965
中国四国農政局 計画部 地域計画課	TEL 086-224-9416(直通)	FAX 086-227-6659
九州農政局 計画部 地域計画課	TEL 096-353-3573(直通)	FAX 096-359-7321
沖縄総合事務局 農林水産部 農政課	TEL 098-866-0094(直通)	FAX 098-860-1395